令和元年第3回 多治見市議会定例会 追加議案説明資料

令和元年6月21日

~ /
717
/ /

議第96号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて ------1

議第96号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

建築基準法施行令の一部改正(令和元年政令第30号)及び工業標準化法の一部改正(平成30年法律第33号)に伴い、所要の改正を行う。

- 2 主な改正内容
 - (1) 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする(別表関係)。

種類	単位	金額
建築基準法第87条の2第1項の規定による既存建築物に係る	1 件につ	97 000 III
工事の全体計画の認定申請手数料	き	27,000円
建築基準法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変	1 件につ	19 ⋤Ш
更して一時的に興行場等として使用する許可の申請手数料	き	12 万円

- (2) 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める(別表関係)。
- 3 施行日
 - (1) 公布の日
 - (2) 令和元年7月1日